

## 宝塚市立高司中学校 P T A 本部内部規程

改 訂 案	現 行
<p>(1) 免除について</p> <p>○「役員および委員の経験者」(規約第10条)について、<u>本校に限るものであり、他校での経験は考慮しない。</u></p> <p>○他校とは、<u>公立・私立を問わず、本校以外のすべての学校・幼稚園・保育所をいう。</u></p> <p>○「他校(小中学校に限る)」(活動規程第8条の(3))について、<u>高校・幼稚園・保育所を対象外とするのは、その活動内容に「定期的な域内パトロール」を含むことから本校校区内の小・中学校を優先する。</u></p> <p>○その他、<u>免除の対象と考えられる者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>他校において、本校での本部役員に類する役職に内定している者</u></li> <li>・<u>養護学校における委員に内定している者</u></li> <li>・<u>本校校区内の地域福祉団体(自治会・コミュニティ・まちづくり協議会など)の代表、またはこれに類する役職等に内定している者</u></li> </ul> <p>(2) 会長の責務と判断</p> <p>○免除について、<u>家庭の事情等により困難と認める理由がある場合、会長が、その責任において判断し、裁可する。</u></p> <p>○会長は、<u>本部役員会で判断根拠を示し(センシティブ情報については、この限りでない)、執行役</u></p>	<p><u>PTA 本部の引継事項について補足する。</u></p> <p>(1) 免除について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>規定の説明</u></li> </ul> <p><u>〉運営規程 第6条、第7条〉 規約 第2章 第3条、第6条</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>条文にある「委員の選出免除」は、本校に関する事柄であり、他校での経験は考慮しない。</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>他校とは、本校以外の、公立を問わずすべての学校園・保育所園をいうが、委員のうち免除対象となる生活部に相当する部門の場合では、高校、幼稚園、保育所園は対象としない。</u></li> <li>・ <u>本校校区内の小・中学校を優先する理由は、その活動内容に『定期的な域内パトロール』を含むためである。</u></li> <li>・ <u>また他校での内定者で「原則免除」とされるのは、上記規定のほかには、本校での本部役員に相当する役職をいう。但し、養護学校の委員については、免除対象とする。</u></li> <li>・ <u>本校校区内の地域福祉団体(自治会・コミュニティ・まちづくり協議会)の代表者について。こういう</u> <u>役務(えきむ)に 従事する人も、「免除」の対象に加える。</u></li> </ul>

<p>員中3分の2以上の賛成により決する。</p> <p>(3) <u>会員提案（委員以外による）の取り扱いについて</u></p> <p>① <u>本会の目的・理念・方針（規約第2条～第4条）に合致する場合</u></p> <p>○ <u>教育や生徒の処遇に関する提案</u>については、<u>学年部会における協議を経て、代表委員会に提案するよう、学年の委員に依頼する。</u></p> <p>○ <u>地域課題に起因する提案</u>については、<u>生活部会における協議を経て、代表委員会に提案するよう、ブロックの委員に依頼する。</u></p> <p>○ <u>代表委員会では、提案の趣旨について検討し、取り扱いを決定する。</u></p> <p>② <u>本会の目的・理念・方針（規約第2条～第4条）に抵触するおそれがある場合</u></p> <p>○ <u>本部役員会での検討を経て、代表委員会で協議する。</u></p> <p>○ <u>規約に従い、臨時委員総会において協議する。（規約第14条の（2）の②）</u></p> <p>○ <u>規約に抵触しない限り、提案の実現をめざして対応する。</u></p> <p><u>ア 長期に渡ると見込まれ、「常設組織内での対応が困難」と想定される場合、特別委員会の設置を検討する。（規約第17条）</u></p>	<p>(2) <u>（委員以外の）『会員提案』の取り扱いについて</u></p> <p>① <u>本会の目的と方針に合致する場合</u></p> <p>〉 <u>運営規程 第3条 前文 〉 規約（第1章）第2条、第3条、第4条、（第2章）第1条、第8条</u></p> <p>・ <u>通常、教育に関する内容、生徒の処遇に関する内容</u>については、<u>学年部会を通して提案されるように説明し、</u>  <u>そこでの協議を経て、代表委員会に提案されるよう、学年の委員に対して依頼する。</u>  <u>（本部役員は、提案者の属する学年の委員に対して、協議開始を促す。⇒ 学年部会）</u></p> <p>・ <u>地域内の事情に起因する提案は、生活部会を通して提案されるよう説明し、そこでの協議を経て代表委員会に提案されるよう、ブロックの委員に対して依頼する。</u>  <u>（本部役員は、提案者の属するブロックの委員に対して、協議開始を促す。⇒ 生活部会）</u></p> <p>・ <u>代表委員会では、提案の趣旨について吟味し、取り扱いを決定する。</u></p> <p>② <u>規約 第1章 第4条（方針）に抵触するおそれがある場合</u></p> <p>〉 <u>規約（第2章）第9条、第10条、第11条</u></p> <p>・ <u>本部役員会の討議を経て、代表委員会で協議する。</u></p> <p>・ <u>規約に従い、臨時委員総会において協議する。</u></p> <p>・ <u>規約に抵触しないことを条件に、提案の実現をめざして対応する。</u></p> <p><u>長期に渡ると見込まれ、また 規約（第3章）第1条に規定されるような場合（以下 引用）「常設組織内での対応が困難」と想定される場合、『特別委員会』の設置を検討する。 」</u></p>
--	--

<p><u>イ</u> 短期に決着できる場合、臨時総会（規約第13条の（3）の②）を招集し、趣旨と経過を説明の上、協議する。議決は、出席者の過半数をもって成立する。</p> <p><u>（4）</u> 会員（および他校PTA）の自発的かつ切実な課題解決をめぐるの支援要請</p> <p>○署名の要請等は、規約第4条に抵触しない限り、本部役員会の協議を経て、<u>了承する。</u></p> <p>○必要に応じて、会員に周知する。</p> <p>○要請者またはグループに対して、可能な範囲で援助する。</p> <p>○後日、経過と結果について代表委員会および「PTAだより」等により、会員に報告する。</p> <p>（（2）に移動）</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1</u> 令和6年5月14日 一部改訂</p>	<p>短期に決着できる場合、規約（第2章）第8条（2）-②の臨時総会を招集し、趣旨と経過を説明の上、協議する。議決は、出席者の過半数をもって成立する。</p> <p><u>（3）</u> 会員（及び他校PTA）の自発的かつ切実な課題解決をめぐるの支援要請</p> <p>・ 署名要請等は、規約第1章第4条（方針）に抵触しないことを条件に、本部役員会の協議を経て、<u>受け入れる。</u></p> <p>・ 必要に応じて、会員に周知する。</p> <p>・ 要請者もしくはグループに対して、可能な範囲で<u>便宜を図る。</u></p> <p>・ 後日、経過と結果について代表委員会及び「PTAだより」等により、会員に報告する。</p> <p><u>（4）</u> 会長の責務と判断</p> <p>・ <u>【1】</u> について、家庭事情により困難な場合、会長がその責任において判断し、裁可（さいか）する。</p> <p>・ 会長は、本部役員会で判断根拠を示し、執行役員中3分の2以上の賛成により決する</p>
---	---